

福岡県公報

平成25年10月8日
第3537号

目次

告示 (第1515号 - 第1547号)

○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	1
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	2
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○平成25年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催	(畜産課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	3
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7

○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	10
○災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定の一部を改正する告示	(防災企画課)	10
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定の一部を改正する告示	(防災企画課)	10
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定の一部を改正する告示	(防災企画課)	10
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	10
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	12
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(漁業管理課)	14
○臨港地区区分の変更の案の縦覧	(港湾課)	15
○港湾計画の変更の概要	(港湾課)	15
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(農山漁村振興課)	15
○落札者等の公示	(システム管理課)	16
雑 報		
○平成26年度福岡県農業大学の研修生の募集	(経営技術支援課)	16

告 示

福岡県告示第1515号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条

の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営立花2期地区土地改良（農地造成）事業変更計画書の写し	平成25年10月8日から 平成25年11月7日まで	八女市役所

福岡県告示第1516号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営新星野地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	平成25年10月8日から 平成25年11月7日まで	八女市役所

福岡県告示第1517号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営新星野地区土地改良（農用地保全）事業変更計画書の写し	平成25年10月8日から 平成25年11月7日まで	八女市役所

福岡県告示第1518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	那珂川大野城線	前	筑紫郡那珂川町後野2丁目34番2先から 筑紫郡那珂川町松原580番4先まで	16.0 ～ 87.4	1,609.0
			後	筑紫郡那珂川町後野2丁目34番2先から 筑紫郡那珂川町松原580番4先まで	16.0 ～ 70.0	

福岡県告示第1519号

福岡県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年福岡県規則第106号）第2条第2項の規定に基づき、次のように平成25年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木 1269 番地 福岡県農業総合試験場 筑紫野市大字吉木 767 番地 福岡県農業大学校
講習会開催期日	平成26年1月20日から同年2月19日まで

福岡県告示第1520号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩松隈字京田515番1及び515番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市志摩馬場貝添1270番地2
株式会社 ヨシウラファーム
代表取締役 吉浦 善弘

福岡県告示第1521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	吉井 恵蘇宿 線	前	うきは市吉井町1004番13 先から うきは市吉井町新治277 番1先まで	6.1 ～ 11.1	39.0
			後	うきは市吉井町1004番13 先から うきは市吉井町新治277 番1先まで	8.9 ～ 12.0	

福岡県告示第1522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	筑紫野 古 賀 線	前	古賀市青柳1063番1先から 古賀市青柳784番1先まで	25.0 ～ 54.0	900.0
			後	古賀市青柳1063番1先から 古賀市青柳784番1先まで	25.0 ～ 54.0	

福岡県告示第1523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年10月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡	筑紫野 古 賀 線	古賀市青柳536番1先から 古賀市青柳784番1先まで

福岡県告示第1524号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）

- 2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
宗像市、朝倉市	平成25年10月1日から 平成25年12月18日まで

福岡県告示第1525号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
大川市	平成25年9月10日から 平成26年3月20日まで

福岡県告示第1526号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大木町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
大木町	平成25年9月10日から 平成26年3月20日まで

福岡県告示第1527号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（用地測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区	平成25年9月11日から 平成25年11月1日まで

福岡県告示第1528号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量ほか）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
遠賀郡芦屋町	平成25年9月13日から 平成25年11月15日まで

福岡県告示第1529号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量ほか）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
行橋市、築上郡築上町、京都郡みやこ町	平成25年9月13日から 平成25年11月15日まで

福岡県告示第1530号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成25年9月4日から 平成26年1月31日まで

福岡県告示第1531号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の

規定により次のように告示する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糸島市王丸字大場山230の1、267、270、279
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇大場山267・279（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1532号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糸島市飯原字次久1329の3、1331の1、1333の1、1340
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字次久1329の3・1331の1・1333の1・1340（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1533号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

大野城市大字牛頸565の8、569の7、574の14、598の1、599の2、667の23、705の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

569の7

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1534号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字篠栗字畦原3172の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字畦原3172の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1535号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
宗像市吉田字今ヶ浦935の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1536号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
糟屋郡篠栗町大字篠栗字桐ノ木谷719の4・721の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1537号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域以外（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域以外をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和43年8月6日農林省告示第1181号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1538号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年9月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ライフサポート桜並木

(2) 代表者の氏名

松下 由加利

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市野中町718番地1 クロスロード401号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々が、その生を安心して全うすることができるよう、宅幼老所及びホームホスピタリティ施設の運営、並びに地域コミュニティ活性化事業等を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1539号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年9月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人築上町観光協会

(2) 代表者の氏名

竹中 利幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県築上郡築上町大字椎田891番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、築上町観光業発展のために、観光施設の整備、自然資源の保護及び環境美化並びに啓蒙啓発に努め、合わせて観光客の誘引を図る諸事業を行い、築上町の地域産業の振興と地域文化の高揚に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1540号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年8月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人久障支援運営委員会

(2) 代表者の氏名

今井 正雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市荒木町白口2312番地9

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援、就労支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の充実に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1541号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年9月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人エヌピーオーおかがき

(2) 代表者の氏名

三好 富美子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡岡垣町大字内浦字和田592番地

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、在宅介護及び援助が必要な高齢者やその家族その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供することにより、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、在宅介護及び援助が必要な高齢者やその家族その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供することにより、すべての人々が健やかで文化的に暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

また、災害救援活動をとおして助け合い精神のもとに幅広く社会に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1542号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年9月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人森の学校

(2) 代表者の氏名

舟橋 慎一郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県豊前市大字下河内658番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者や地域住民に対して、生きがいづくりに関する事業を行い、一人ひとりが生きる喜びを感じながら生活できる地域づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1543号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市上岩田字西大添635番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市松崎83番地1
佐藤 三夫、佐藤 弓子

福岡県告示第1544号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業3・4・52号粕屋久山線
- 2 施行者の名称
福岡県
- 3 事務所の所在地
建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県土整備事務所 福岡市東区箱崎1丁目18番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原字長田、字料ノ坪、字橋ヶ元及び字大地地内
 - (2) 使用の部分
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原字大地並びに大字江辻字古藤地内
- 5 事業施行期間
自 平成25年9月27日

至 平成33年3月31日

福岡県告示第1545号

災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定（平成24年8月福岡県告示第1400号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

「社団法人福岡県薬剤師会」を「公益社団法人福岡県薬剤師会」に改める。

福岡県告示第1546号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定（平成17年5月福岡県告示第1067号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

「社団法人福岡県トラック協会」を「公益社団法人福岡県トラック協会」に改める。
「社団法人福岡県医師会」を「公益社団法人福岡県医師会」に改める。
「社団法人福岡県歯科医師会」を「一般社団法人福岡県歯科医師会」に改める。
「社団法人福岡県薬剤師会」を「公益社団法人福岡県薬剤師会」に改める。

福岡県告示第1547号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定（平成17年10月福岡県告示第1972号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

「株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送」を「株式会社TVQ九州放送」に、「天神エフエム株式会社」を「ラブエフエム国際放送株式会社」に改める。

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

OA用端末装置等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む

。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（

様式第4号)

- ク 営業概要表(様式第5号)
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- コ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
- サ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
- シ 役員名簿(様式第9号)
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障害者雇用はキに掲げるもの)
- チ 返信用封筒(380円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年10月29日(火曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

OA用端末装置等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部情報管理課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成25年1月福岡県告示第117号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年11月19日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成25年10月8日（火）から平成25年11月18日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成25年11月19日（火）午後5時45分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成25年11月20日（水）午前11時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札金額に100分の105を乗じた金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for personal computers including peripheral devices
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 PM on November 19 ,2013
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka
Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141(Ext.2233)

公告

遊漁船業の適正化に関する法律に係る行政処分方針案について、次のとおり意見を募集します。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成25年9月24日から平成25年10月24日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき指定した、臨港地区内の分区を変更したいので、次のとおり公告し、当該変更に係る分区の案を、平成25年10月8日から10月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る分区の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県県土整備部港湾課に意見書を提出することができる。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る臨港地区の名称

大牟田都市計画臨港地区三池港臨港地区

2 変更に係る分区の種類

商港区及び特殊物資港区

3 分区を変更する土地の区域

(1) 商港区

大牟田市新港町の一部

(2) 特殊物資港区

大牟田市新港町の一部

4 変更に係る分区の案の縦覧場所

福岡県県土整備部港湾課

福岡県南筑後県土整備事務所

福岡県南筑後県土整備事務所三池港管理出張所

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、三池港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成25年10月8日

三池港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 小川 洋

1 港湾計画の変更の概要

三池港港湾計画（平成12年2月福岡県告示第190号によりその概要を公示し、平成21年8月福岡県公報第3008号等により港湾計画の変更の概要を公告した。）について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画（変更）

地区名	施設	規模	備考
内港北	埠頭用地	面積11ha	既定計画の変更計画

(2) 土地造成及び土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
内港北	11	埠頭用地
	36	港湾関連用地
	3	緑地

2 港湾計画の縦覧の場所

(1) 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課

(2) 大牟田市小浜町24番地1 福岡県南筑後県土整備事務所

(3) 大牟田市新港町1番地 福岡県南筑後県土整備事務所三池港管理出張所

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県土砂埋立て等許可事務取扱要領の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部農山漁村振興課に備え置きます。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第

27号)及び福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成14年福岡県規則第50号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 要領の施行日

平成25年10月1日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年10月8日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

Microsoft Office Professional Plus 2013 Select Plus for Government Partnersライセンス賃貸借

2,212本 7年間

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部システム管理課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成25年9月19日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

日通商事株式会社

(2) 住所

(福岡支店)福岡市博多区下呉服町1番1号

5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

89,337,780円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成25年8月9日

雑報

公告

平成26年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように募集する。

平成25年10月8日

福岡県農業大学校長 西園 清志

1 募集定員

コース名	研修生数
野菜(施設野菜)	20名程度
花き(施設花き)	

2 研修期間

(1) 研修期間 6ヶ月以上1年以内(原則として複数年度に渡らないものとする。ただし、校長が適当と認める者に対しては通算1年を限度として、次年度に引き続き受講することができるものとする。)

(2) 研修開始 平成26年4月又は同年8月

3 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 福岡県内の農業者

(2) 福岡県内での就農(農業生産法人への就職を含む)を志す者。

ただし、(2)に該当する者については、福岡県就農計画認定要綱(平成7年11月2日7農技担第110号)に基づく認定就農者及びこれに相当する者とする。

4 募集日程

(1) 受付期間

ア 受付期間は、平成26年1月6日(月曜日)から平成26年2月7日(金曜日)まで、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は

受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず簡易書留郵便とし、平成26年2月7日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 面接日

平成26年2月25日（火曜日）

(3) 研修生の決定

平成26年3月5日（水曜日）

5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業大学校に提出すること。

(1) 技術習得研修受講申込書

(2) 下記のうちいずれかの書類

1) 就農計画書（新規就農を志す者）

2) 営農計画書（就農して間もない者、または品目転換を志す者）

3) 就職計画書（研修修了後、農業法人に就職を志す者）

(3) 健康診断書（3か月以内に受診したもの：項目は身長、体重、視力、聴力、血圧、尿検査（タンパク、糖）、胸部エックス線）

6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い研修生を決定する。この場合、審査番号を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

(1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習

(2) 個別経営計画策定演習

(3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

8 個人情報の取り扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）

なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる。